

山口県立きらら浜自然観察公園における利用料金減免基準

公益上特に必要がある場合、その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を半額にするものとする。

「公益上特に必要がある」「特別の理由がある」とは、以下のような場合とする。

- 1 野生動植物に親しむことを通じて、自然保護についての理解を求めることを目的とし、営利もしくは宣伝を目的としない活動で、次のいずれかに該当する場合。
 - (1) 市町が主催（市町が参加する実行委員会による場合も含む）、共催もしくは後援する催物
 - (2) 障害者手帳の所持者でその提示があった場合。ただし、団体での使用にあつては、過半数が障害者手帳所持者である場合に限る。
 - (3) 施設の管理法人が行う催物
- 2 県の主催（県が参画する実行委員会による場合も含む）、共催、後援する催物の場合